

第1回啓発担当者のつどい

2018. 7. 3 (火)

人権意識調査と啓発担当者の役割

— 部落差別解消推進法の具体化に向けて —

2016（平成28）年、「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ解消法」・「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。本研究所では昨年度、内田博文さん（九州大学名誉教授）に「部落差別解消推進法」成立の経緯、意義、課題について提起していただき、その内容をまとめた発行物は、各地で研修資料として活用されています。

また、「啓発担当者のつどい」では、啓発担当者のニーズに基づいた研修を工夫しました。これらの研修会に参加された市町村行政や企業の担当者は年々増えており、心強く思っているところです。

今年も、法律に示された、部落差別解消のための相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査等の在り方、行政、企業、研究団体、運動体等々の課題や啓発担当者の役割について考えるつどいを下記のとおり行います。

また、本研究所は、多くの市町村から委託を受けて住民や自治体職員、教職員等の人権意識に関する調査を行っています。効果的な行政施策を講じるためにはどのような調査が求められるか、分析のポイントは何か等々、調査を行う以前の取組も重要です。本研修会では、的確な実態把握ができるよう、調査に関する市町村の担当者からの相談もお受けすることにしています。ぜひご参加ください。

2018（平成30）年 6月
公益社団法人福岡県人権研究所理事長 新谷 恭明

記

- 1 主催
公益社団法人福岡県人権研究所
- 2 日時
2018(平成30)年7月3日(火) 13:30 開会～16:30 閉会
- 3 場所
一般財団法人福岡県部落解放センター 4階会議室
福岡市博多区千代1-29-12 電話 092(651)7333
- 4 対象
県市町村の総務、人権教育・啓発、学校教育・社会教育等の担当者、運動体関係者。
その他 学生、市民、研究者等。
- 5 日程・内容
13:00 13:30 13:40 14:10 15:30 15:45 16:15 16:30

受付	開会 行事	(1) 問題提起①	(2) 問題提起②	質疑 応答	(3) 説明	閉 会	(4) 相談コーナー
----	----------	--------------	--------------	----------	-----------	--------	---------------

- (1) 問題提起① 「住民意識調査で何が知りたいのか、どのように分析するのか」
公益社団法人福岡県人権研究所副理事長(田川地区人権センター参与) 堀内 忠
- (2) 問題提起② 「調査結果を踏まえた行政の課題と啓発担当者の取り組み」
公益社団法人福岡県人権研究所啓発部会長(田川市職員) 鍋山公一
- (3) 説明 「意識調査」の考え方・活かし方
公益社団法人福岡県人権研究所調査担当チーム
- (4) 相談コーナー (調査・啓発の在り方、方法等について個別の相談にお応えします。)

- 6 資料代 1,000円 (本研究所会員 500円)

※ 資料準備の都合上、参加希望の方は、裏面の要領でメールまたはFAXでお申し込み下さい。

公益社団法人福岡県人権研究所事務局 宛

FAX 092 (645) 0387

第1回啓発担当者をつどい(2018.7.3/火/13:30)、「部落差別解消推進法の具体化に向けて」
に参加します

申込日 月 日

(*会員の方は、「備考」欄の「会員」にチェックを入れてください。)

お名前		連絡先電話番号	相談希望	備考
所 属			あり なし	<input type="checkbox"/> 会員
お名前		連絡先電話番号	相談希望	備考
所 属			あり なし	<input type="checkbox"/> 会員
お名前		連絡先電話番号	相談希望	備考
所 属			あり なし	<input type="checkbox"/> 会員

※ 手話通訳が必要な場合はご連絡ください。

<連絡先> 公益社団法人福岡県人権研究所
電話 092 (645) 0388
FAX 092 (645) 0387
e-mail info@f-jinken.com